



ALLIANCEBERNSTEIN®

2025年8月20日
投資信託説明書
(交付目論見書)

アライアンス・バーンスタイン・ ハイ・イールド・オープン

追加型投信／海外／債券

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	債券 一般	年12回(毎月)	グローバル (日本除く)	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。

また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

本書により行う「アライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月19日に関東財務局長に提出しており、2025年8月20日にその届出の効力が生じております。

- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、受託会社にて保管されますが、信託法により、受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から提供等が行われます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■ 委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第303号

設立年月日: 1996年10月28日 資本金: 16億3,000万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 6兆4,934億円(2025年5月末現在)

■ 受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

■ ファンドの販売会社、基準価額等については、以下の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

電話番号 03-5962-9687(営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ
アドレス

<https://www.alliancebernstein.co.jp>

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

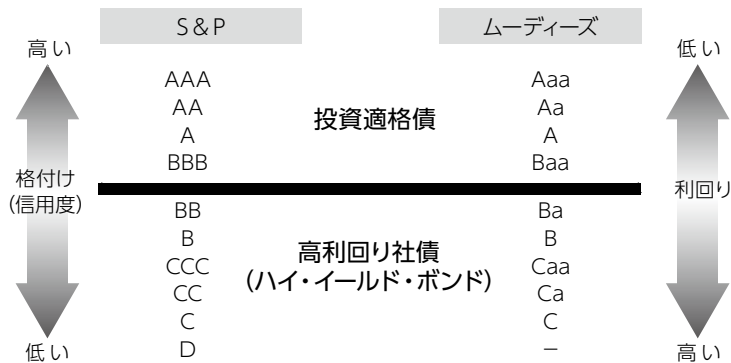
高水準のインカム・ゲインの確保とともに、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カンントリー公社債に分散投資します。

- 高水準のインカム・ゲインの確保とともに、金利低下や格付け上昇にともなうキャピタル・ゲインの獲得を目指します。
- BB格、B格の社債を中心に米ドル建て高利回り社債に合計で純資産総額の80%程度、米ドル建てエマージング・カンントリー公社債に20%程度の投資割合を基本とします。

格付けと債券の区分



● 高利回り社債

BB格以下の格付けの事業債をいいます。	
格付けの高い債券に比べ、一般的にデフォルト（債務不履行）・リスクが高い反面、利回りが高いという特徴があります。また、金利の変化により価格が変動する債券としての性格を持ちます。	
景気や企業業績の回復局面では、発行企業の財務内容の改善やそれに伴う信用状況の改善が見込まれ、債券価格が上昇し、キャピタル・ゲインを得ることがあります。	景気や企業業績の悪化局面では、発行企業の信用状況が悪化し、債券価格が下落することもあります。経済環境の変化などにより投資家の信用リスクに対する姿勢が変わることも債券価格の変動要因となります。

● エマージング・カンントリー公社債

一般に新興経済国、発展途上国と認識される国々で、これらの政府や政府機関、企業等の発行する債券をいいます。	
発行体が新興経済国、発展途上国に属するため、一般的にデフォルト・リスクが高い分、先進国の国債や社債よりも利回りが高いという特徴があります。価格は、発行国の政治、経済情勢の変化に応じて変動します。	
政治情勢が安定し、経済が成長している局面などでは、信用状況も改善し、債券価格の上昇によるキャピタル・ゲインが得られることもあります。	政情不安や経済が低迷している局面などでは、信用状況が悪化し、債券価格が下落することもあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

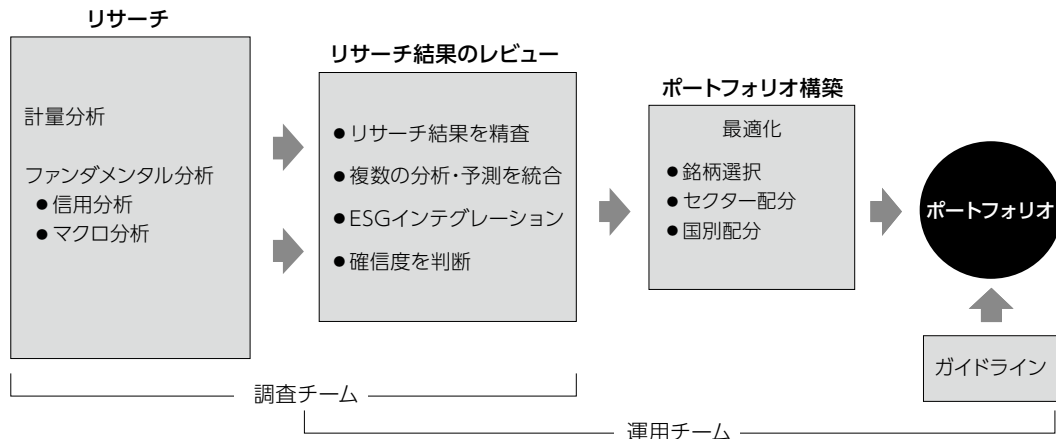
2 アライアンス・バーンスタイン*の債券部門の調査に基づくアクティブ運用を行います。

* アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

■ 分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選択を基本としたアクティブ運用を行います。

- 高利回り社債の運用は、債券部門の調査チームによる「マクロ分析」、「産業・企業調査」、「信用分析」、「計量分析」をベースに、運用チームがポートフォリオの業種配分や銘柄選定を行います。
- エマージング・カンントリー公社債の運用は、「カンントリー・リスク・ランキング・システム」をベースにカンントリー・リスクの評価と銘柄選定を行うとともに、計量分析アナリストが算出するエマージング各国債券の期待リターンや証券の相対価値を勘案して、ポートフォリオを構築します。

債券運用プロセス



※上記の内容は、今後変更する場合があります。

3 運用は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託します。

■ 運用指図に関する権限委託：公社債等の運用および為替の運用

※ 国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

- ### ■ 委託先（投資顧問会社）：
- アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
 - アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
 - アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
 - アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

4 米ドル建ての高利回りを享受するため、外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。

* 為替による影響を与えると判断される経済・政治情勢、金利動向等の変化によっては、為替ヘッジを行うことがあります。

5 毎月決算を行い、投資する公社債のインカム・ゲイン等をもとに分配します。

分配方針

■ 原則として、毎決算時（毎月 20 日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配します。

- 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。分配金額は、委託会社が基準価額水準や市場動向等を勘案し決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象収益が少額の場合等は収益分配を行わないこともあります。収益分配金（税引後）は、自動けいぞく投資契約に基づき再投資されます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

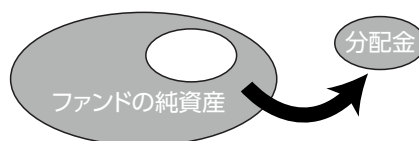
主な投資制限

- 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- 株式への投資割合 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 未満とします。

<収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

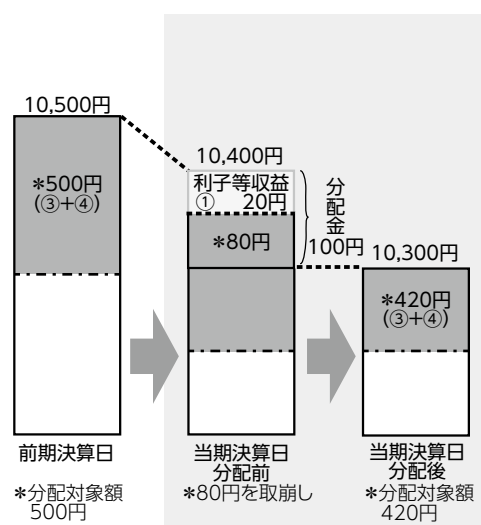
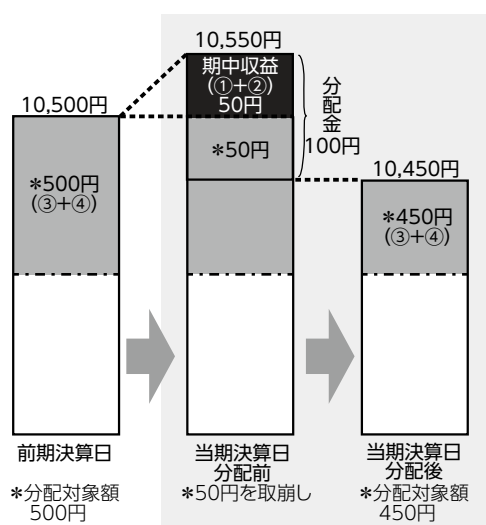


■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の利子等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

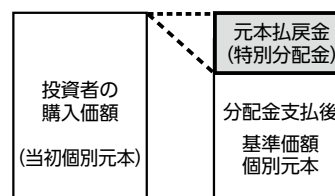
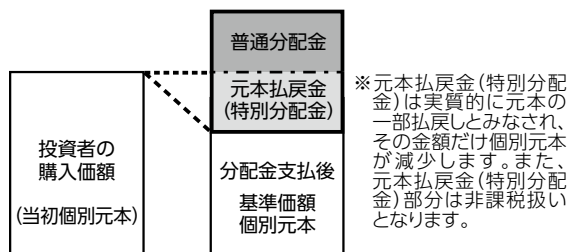
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

当ファンドは、主として公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

金利変動リスク

一般に債券価格は金利上昇時に下落、低下時に上昇し、変動リスクは長期債ほど大きくなります。

信用リスク

発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト（債務不履行）が生じると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。格付けの高い債券に比較して、高利回り社債や新興諸国の債券はデフォルトの恐れが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

流動性リスク

市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 運用ガイドラインの遵守状況の監視
運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。
- パフォーマンスの検証
ファンドのパフォーマンス分析結果は投信戦略委員会に定期的に報告され、運用状況の検証が行われます。
- 流動性リスクの管理
 - 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
 - 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

<参考情報>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

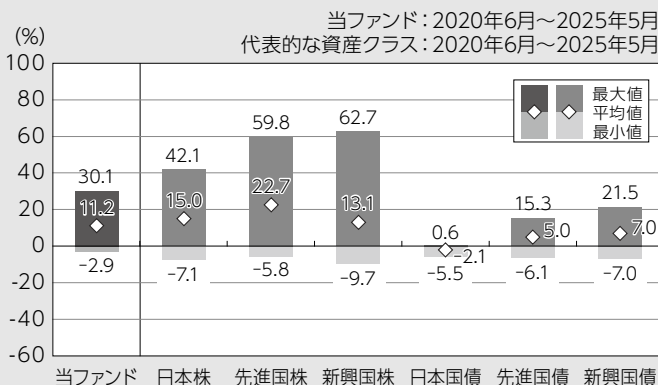


※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2020年6月末の基準価額を10,000として指数化しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI 国債

先進国債……FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

◆ TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。

◆ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

◆ MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

◆ NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

◆ FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

◆ JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移

基準価額	3,920円	純資産総額	113億円
------	--------	-------	-------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期		分配金
第335期	2025年 1月	20円
第336期	2025年 2月	20円
第337期	2025年 3月	20円
第338期	2025年 4月	20円
第339期	2025年 5月	20円
直近1年累計		240円
設定来累計		10,052円

分配金は1万口当たり課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入)。

公社債の組入上位10銘柄

(債券の組入銘柄数:506銘柄)

	銘柄名	償還日	利率(%)	発行国	組入比率(%)
1	ブラジル国債	2037年 1月20日	7.125	ブラジル	1.1
2	CCOホールディングス/キャピタル	2033年 6月 1日	4.500	アメリカ	1.0
3	カーニバル	2027年 3月 1日	5.750	パナマ	0.9
4	インドネシア国債	2035年10月12日	8.500	インドネシア	0.8
5	ボシュ・ヘルス	2028年 9月30日	11.000	カナダ	0.8
6	エコスター	2029年11月30日	10.750	アメリカ	0.7
7	ネーションワイド・ミューチュアル・インシュランス	2039年 8月15日	9.375	アメリカ	0.7
8	エジプト国債	2027年 1月31日	7.500	エジプト	0.6
9	メルコ・リゾーツ・ファイナンス	2028年 7月21日	5.750	ケイマン諸島	0.6
10	アメリカン航空/Aアドバンテージロイヤルティ	2029年 4月20日	5.750	アメリカ	0.6
組入上位10銘柄計					7.8

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

公社債のセクター別組入比率 (%)

高利回り社債	75.4
エマージング債券	7.8
投資適格債	14.0
現金等・その他資産	2.7
合計	100.0

一般にエマージング・カントリーと称される国で発行される債券であっても、格付けが投資適格(BBB格以上)であれば、「投資適格債」に区分しております。

公社債の格付別組入比率 (%)

BBB以上	14.0
BB	43.1
B	35.5
CCC以下	4.5
格付けなし	0.1
現金等・その他資産	2.7
合計	100.0

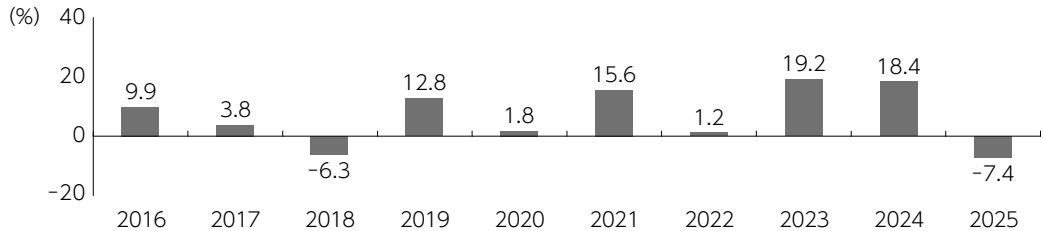
格付けについてはムーディーズまたはS&Pのうちいずれか高いほうを採用しています。

公社債の発行国別組入比率

発行国	組入比率(%)
アメリカ	60.1
カナダ	5.4
イギリス	2.9
ルクセンブルク	2.7
フランス	1.9
ケイマン諸島	1.9
パナマ	1.8
オランダ	1.7
イタリア	1.6
ブラジル	1.1
その他	16.2
合計	97.3

「その他」には、現金等およびその他資産を含んでおりません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2025年は基準日までの収益率を表示しています。
当ファンドのベンチマークはありません。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則、購入・換金のお申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年8月20日から2026年2月19日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日には、購入および換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、換金のお申込みの受付けを中止することがあります。
信託期間	無期限です。（信託設定日:1997年1月31日）
繰上償還	次のいずれかの場合は、信託を終了（繰上償還）する場合があります。 ・受益権総口数が30億口を下回ったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	原則、毎月の決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金は、税引後自動的に再投資されます。
信託金の限度額	4,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（ https://www.alliancebernstein.co.jp ）に掲載します。
運用報告書	毎年5月および11月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて提供等を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率(以下の手数料率を上限とします。)を乗じて得た額とします。 <table> <tr> <th>購入申込金額</th><th>購入時手数料率</th></tr> <tr> <td>1億円未満</td><td>3.3%(税抜 3.0%)</td></tr> <tr> <td>1億円以上 5億円未満</td><td>2.2%(税抜 2.0%)</td></tr> <tr> <td>5億円以上</td><td>1.1%(税抜 1.0%)</td></tr> </table> ※購入申込金額には、手数料および手数料に係る消費税等相当額を含みます。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。	購入申込金額	購入時手数料率	1億円未満	3.3%(税抜 3.0%)	1億円以上 5億円未満	2.2%(税抜 2.0%)	5億円以上	1.1%(税抜 1.0%)
購入申込金額	購入時手数料率								
1億円未満	3.3%(税抜 3.0%)								
1億円以上 5億円未満	2.2%(税抜 2.0%)								
5億円以上	1.1%(税抜 1.0%)								
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、<u>0.5%</u>の率を乗じて得た額とします。								

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年率1.705%(税抜 1.55%)		
	信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。		
	＜配分 (税抜) および役務の内容＞		
	委託会社	年率1.00%	委託した資金の運用、基準価額の算出、法定書類作成等の対価
	販売会社	年率0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	※ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。		
	※当ファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。		
その他の費用・手数料	● 金融商品等の売買委託手数料／監査費用／外貨建資産の保管等に要する費用／信託財産に関する租税／信託事務の処理に要する諸費用等		
	※投資者の皆様が保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。		
	＜主な役務の内容＞		
	金融商品等の売買委託手数料：組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 外貨建資産の保管等に要する費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用		

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

*復興特別所得税を含みます。

※外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025 年 5 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2024年11月21日～2025年5月20日)における当ファンドの総経費率とその内訳は以下のとおりです。

ファンド名称	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
アライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープン	1.72%	1.70%	0.02%

※総経費率は、対象期間中のファンドの運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率換算)です。

※詳細は、対象期間中の運用報告書(全体版)をご参照ください。

